

## 岸和田市東京拠点運営業務委託仕様書

### 1. 業務名

岸和田市東京拠点運営業務

### 2. 業務の目的

本業務は、首都圏における岸和田市の情報収集・情報発信及び関係機関との連携体制を構築し、本市のシティープロモーション、関係人口及び岸和田ファンの拡大、中央省庁その他関係機関との連絡調整等を通じて、本市施策の推進及び都市魅力の向上を図ることを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

### 4. 業務内容・業務範囲

本業務の内容及び範囲は、次に示す (1) から (4) とする。

#### (1) 東京拠点の設置・運営

- ・首都圏における本市の拠点として、東京拠点を設置し運営すること。
- ・統括責任者、業務実施責任者、業務担当者を配置し、運営体制を明確にすること。
- ・拠点の設置場所は、首都圏における情報収集、PR 活動、関係機関との連携に資する適切な場所を選定すること。専用スペースでなくても可とする。
- ・本市作成のチラシやポスターなどを保管できる場所を確保すること。
- ・会議室及び来客スペースを確保し、本市職員や来訪者との円滑なコミュニケーションを支援すること。

#### (2) 岸和田ファンの拡大

- ・個人、法人問わず岸和田市の魅力発信を行い、岸和田ファンの増加を目指していくこと。

#### (3) 広報・PR 活動

- ・各種イベント、取材、オンライン配信等を通じて情報発信を行い、市の認知度向上に努めること。

#### (4) 中央省庁等との連絡調整

- ・委託事業者の中央省庁等のネットワークを活用し、中央省庁等とのつながりや関係性を構築するとともに、関連情報をいち早く入手し、本市へ伝えること。また、本市の要求・要望について中央省庁等へ伝えること。

#### 5.開設予定日

- ・東京拠点開設 令和8年10月1日

#### 6.成果物等

- ・受注者は、事業計画書、実施体制図、開設準備計画書、年間業務スケジュールを提出するものとする。また拠点の所在地や会議室等の利用方法がわかる資料も提出すること。
- ・事業計画及び実施体制図は契約後、速やかに提出すること。
- ・業務打合せ記録、月次活動報告書は随時提出とする。受託者は、各年度の委託業務が完了したときは、その日から10日以内、又は契約期間満了の日のいずれか早い日までに業務完了報告書を紙1部及び電子データ1式を提出すること。また、業務委託最終年度には業務実施報告書の提出を行うこと。
- ・その他、本市が指定するものを随時提出すること。

#### 7. 契約・法的事項

##### ・守秘義務・個人情報

受注者は、業務で知り得た情報・個人情報を厳格に管理し、目的外利用や第三者提供を行ってはならない。収集した個人情報は本市に帰属し、本市の指示に従い情報提供を行うこと。

##### ・一括再委託等の禁止

総合的な企画・業務遂行管理等について一括再委託することはできない。その他業務の再委託は本市の承諾を要し、再委託先への適切な指導・管理を受注者が行うこと。

##### ・損害賠償責任

本業務の実施に際し第三者に損害を与えた場合、本市に起因するものを除き、直ちにその損害を賠償しなければならない。

##### ・法令遵守

適用法令等を遵守し、適法に業務を実施すること。

##### ・著作権

本業務により作成された成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から保有するプログラム、パッケージシステムその他既存の知的財産権は

受注者に帰属するものとする。詳細については、受注者決定後、協議の上、定めるものとする。

## 8. 業務の継続性

- ・本業務は、令和 10 年度までの債務負担とする。また、契約終了時には、受注者は次期受託者への円滑な移行に協力し、データ移行その他必要な技術的支援を行うこと。

## 9. 留意事項

- ・本業務の遂行にあたり必要な機材、消耗品、交通費、人件費等については全て費用見積りに含めること。
- ・本市は、本業務上必要と認められる資料を受託者に貸与する。受託者は、資料の破損、滅失、盗難等事故のないように取り扱うこと。また、使用後は速やかに返却すること。
- ・本業務実施にあたり納品された各成果物における著作権は、本市に帰属するものとする。本業務の成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・納品された成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれている場合は、当該著作権等の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないようにすること。
- ・契約書には提出された企画提案書を添付し、提案内容の履行を担保する。
- ・本仕様書に定めのない事項や、本業務の遂行にあたり生じた疑義については、本市との協議により問題解決する方法を優先し誠意をもって対応すること。